

男女共同参画市民企画支援事業の申請・実績報告に関する留意点について

◎申請金額について

申請金額を超えて費用がかかった場合でも、「申請金額」が上限額となります。

申請金額の範囲内での事業実施をお願いいたします。

◎対象経費について

	対象経費となる経費（例）	対象とならない経費（例）
（１）講師謝礼	・講演会の講師謝礼	・団体の構成員が講師を務める場合の講師謝礼 ・講師の交通費・宿泊代
（２）消耗品費・通信費・使用料	・文房具やコピー用紙代 ・印刷製本代・コピー代等 ・イベント講座における実習等で必要となる材料費・食糧費 ・事業を実施するために必要な通信費など（例：切手代、はがき代等） ・その他、事業実施に必要な雑品代	
（３）子どもの預かりに係る保育者謝礼	・保育者謝礼	

【対象外となる経費（例）】

- ・団体の構成員の交通費（電車代・バス代等）、
- ・銀行の振込み手数料
- ・領収書により支出が確認できない経費
- ・その他、事業に係る直接的経費と認められない経費

◎ゆうまつど施設使用料について

- ・事業を実施するために使用する施設使用料（ホール・研修室等）は無料とします。

◎広報について

- ・決定した事業について、広報まつどに掲載したい場合は、男女共同参画課へご相談ください。